



第4号様式

流市税第218号
令和6年3月7日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第133号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
財政部市民税課	意見	契約書及び請書に仕様書が未添付であるなどの事案があった。 流山市財務規則等に従い適正な契約事務を執行されたい。	契約の研修テキストを課内で再確認することに加え、当課で作成している契約事務のチェックリストに今回の指摘事項を追記し再発防止に努めるよう対応しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。